

財 関 第 1692 号
平成 30 年 12 月 21 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

関税法基本通達等の一部改正について

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定及び経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の発効に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 30 年 12 月 30 日（ただし、下記第 4 別紙 4-1 については平成 31 年 1 月 1 日、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に係るその他の規定については同協定の効力発生の日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第 3 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を
次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第4 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙4-1及び別紙4-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分をそれぞれ「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式C第5292号-3を別紙6-1のように改める。

税関様式C第5292号-3の次に税関様式C第5292号-4を別紙6-2のように定める。

税関様式C第5293号を別紙6-3のように改める。

税関様式C第5293号-2を削除する。

税関様式T第1050号を別紙6-4のように、税関様式T第1060号を別紙6-5のように、税関様式T第1065号を別紙6-6のように、税関様式P第7700号を別紙6-7のように改める。

税関様式P第7710号の次に税関様式P第7720号を別紙6-8のように定める。

税関様式P第8070号の次に税関様式P第8100号及び税関様式P第8110号をそれぞれ別紙6-9及び別紙6-10のように定める。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙6-11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱

いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

別紙 8 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 9 原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）の一部を次のように改正する。

別紙 9 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 10 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成 27 年 1 月 9 日財関第 35 号）の一部を次のように改正する。

別紙 10 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。